

独立行政法人国立文化財機構における保有個人情報等の開示請求に係る審査基準

平成19年4月1日  
理事長決裁

(開示)

第1 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第76条第1項の規定により、独立行政法人国立文化財機構(以下「機構」という。)に、機構が保有する個人情報の開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の(1)から(4)に規定する情報(不開示情報)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報等を開示するものとする。

(1) 個人に関する情報(法第78条第1号及び第2号)

- 1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等から開示請求者以外の特定の個人を識別することが可能なもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、当該情報を開示することによって開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、次の情報は開示するものとする。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人等情報(法第78条第3号)

法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報、又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は除く。

- 1) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

- 2) 機構の要請を受けて、開示しないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

### (3) 審議、検討等に関する情報（法第78条第4号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、次に掲げるもの

- 1) 開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- 2) 開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。
- 3) 開示することにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。

### (4) その他の情報（法第78条第5号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれのあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

- 1) 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- 2) 犯罪の予防、鎮圧、捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- 3) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- 4) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- 5) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 6) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- 7) 独立行政法人等又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### (訂正)

**第2** 法第90条第1項の規定により、機構に対し保有個人情報等の訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報等の内容が事実と相違することが判明したときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報等の訂正をしなければならない。

**(利用停止)**

**第3** 法第98条第1項の規定により、機構に対し保有個人情報等の利用停止の請求があった場合において、当該保有個人情報等が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すると認められるときは、機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならない。ただし、利用停止が利用目的に係る機構の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき
- (2) 偽りその他不正の手段により取得されたとき
- (3) 利用目的以外の目的のために利用又は提供されているとき

**附 則**

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この基準は、平成25年5月2日に改正、同日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**

この基準は、平成28年1月29日に改正し、同日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年11月10日に改正、同日から施行し、令和4年4月1日から適用する。